

(電子メール施行)
教体第1278号
令和3年6月17日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置区域となることを踏まえた県立学校における対応について

本日、兵庫県が緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域にかかわることが決定しました。
しかしながら、6月21日以降も気を緩めることなく、下記のとおり、引き続き感染防止対策に十分留意しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いします。
なお、その他の感染防止対策等については「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を参照願います。

記

1 教育活動【令和3年6月21日以降】

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。

2 部活動

【令和3年6月21日～夏季休業日前日（令和3年7月20日）】

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

(2) 全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

(3) 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

【夏季休業日以降（令和3年7月21日～）】

（1）十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

（2）県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。

（3）活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

3 熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

（屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式（2021.5.28Ver. 6 一部追記分）』参照